

議案第36号

西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月6日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

国の保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例（平成17年西脇市条例第 117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定に掲げる欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
種別	料金	種別	料金
(略)			
別表第2（第4条関係） その他の使用料		別表第2（第4条関係） その他の使用料	
初診時選定療養費	7,000円	医師である保険医による 初診の場合	5,000円
再診時選定療養費	3,000円	医師である保険医による 再診の場合	2,500円
初診時選定療養費	5,000円	歯科医師である保険医による 初診の場合	3,000円
再診時選定療養費	1,900円	歯科医師である保険医による 再診の場合	1,500円
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。